

平成28年8月8日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告するとともに、別紙第3のとおり一般職の職員の育児休業等について意見の申出を行い、一般職の職員の勤務時間、休暇等について勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第4のとおり報告する。

# 目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
第1	給与勧告制度の基本的考え方	1
第2	官民給与の状況と給与改定	5
第3	給与制度の改正等	13
第4	給与勧告実施の要請	20
別紙第2	職員の給与の改定に関する勧告	25
別紙第3	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見 の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の 改正についての勧告	85
別紙第4	公務員人事管理に関する報告	95
1	人材の確保及び育成	97
2	働き方改革と勤務環境の整備	100
3	高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	106

## 別紙第 1

# 職員の給与に関する報告

## 第 1 給与勧告制度の基本的考え方

### 1 給与勧告の意義と役割

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきた。

また、国家公務員法第3条は、職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

### 2 民間準拠による給与水準の改定

本院の給与勧告は、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないこと等から、その給与水準は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施し、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法及び調査対象としている理由は、以下のとおりである。

#### （同種・同等比較）

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっていることから、これらの要素が異なれば、給与水準も異なることとなる。したがって、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の給与の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することが適当である。

本院が行っている民間給与との比較は、一般の行政事務を行っている国家公務員（行政職俸給表(一)適用職員）とこれに類似すると認められる事

務・技術関係職種の民間企業従業員をその対象とした上で、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較（ラスパイレス方式）を行っている。すなわち、個々の国家公務員に、役職段階など主な給与決定要素が同一である民間企業従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、現に国家公務員に支給している給与支給総額との比較を行っている。

具体的な比較に当たっては、それぞれの給与決定要素を一定の区分に細分化し、各給与決定要素から一区分ずつを取り出して作成した組合せ（例えば、役職段階が係員、勤務地域が地域手当1級地（東京都特別区）、学歴が大学卒、年齢が24歳・25歳）ごとの国家公務員の平均給与額と、これと条件を同じくする民間企業従業員の平均給与額を用いることとしている。

#### （調査対象）

国家公務員との給与比較の対象となる民間企業従業員については、現行の調査対象企業規模より小さい規模の企業の従業員も対象にすべきとの議論がある一方、国の公務の規模等の観点から、規模が大きい企業の従業員のみと比較すべきとの議論もある。また、国の行政がその課題に的確に対応していくためには、民間企業等との人材確保における競合がある中で、有為な人材を計画的かつ安定的に確保・維持する必要がある、そのような観点を踏まえた適正な給与水準の確保の重要性についての指摘もある。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し国家公務員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50人以上に引き下げた。企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と

同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができる。事業所規模50人未満の事業所については調査対象としていないが、これは、事業所規模50人未満の事業所を調査対象とすると、事業所数が増加してこれまでのような実地調査を行うことができなくなり、調査の精確性を維持することができなくなることに加え、同一企業においては、一般的に、当該企業に勤務する従業員の給与について、当該従業員が勤務する事業所の規模による差を設けていないと考えられることによる。

なお、企業規模50人以上の民営事業所の正社員数は、民営事業所全体の正社員数の63.1%となっている（「平成26年経済センサス基礎調査」（総務省）を基に本院において集計）。

（注） 国家公務員採用試験（平成27年度の総合職試験及び一般職試験（大卒程度））の内定者を対象としたアンケート調査（本院において実施）によると、他に内定を得た民間企業の規模は、従業員50人以上の企業が大多数を占めている。

「職種別民間給与実態調査」の具体的な方法については、民間企業従業員の給与をより広く把握し国家公務員の給与に反映させるため、産業構造や組織形態等の変化も踏まえつつ、必要な見直しを行ってきている。具体的には、平成18年に前述のとおり調査対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げるとともに、比較対象従業員の範囲をスタッフ職に拡大したほか、平成25年に調査対象産業を全ての産業に拡大し、平成26年に比較対象従業員に中間職（職責が部長と課長の上に位置付けられる

従業員等)を追加するなどの見直しを行っている。

## 第2 官民給与の状況と給与改定

### 1 公務員給与を取り巻く諸情勢

#### (1) 民間における最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、それぞれ昨年4月に比べ0.4%及び0.9%増加している。

本年4月の消費者物価指数(総務省、全国)は、昨年4月に比べ0.3%下落している。また、「家計調査」(総務省、全国)によると、本年4月の勤労者世帯の消費支出は、昨年4月に比べ名目で1.3%、実質で1.6%増加している。

本院は、従来より、国民一般の標準的な生活の水準を求めため、標準生計費を算定している。具体的には、1人世帯にあつては「全国消費実態調査」(総務省)を、2人以上の世帯にあつては「家計調査」をそれぞれ基礎として、各年4月における世帯人員別の標準生計費を算定しており、本年においては、1人世帯が115,530円、2人世帯が170,520円、3人世帯が196,470円、4人世帯が222,440円となっている。

「労働力調査」(総務省)によると、本年4月の完全失業率(全国)は、昨年4月から0.2ポイント低下して3.2%(季節調整値)となっている。また、本年1月～3月期の雇用者数は、正規の従業員が3,325万人(雇用者全体の62.4%)、非正規の従業員が2,007万人(同37.6%)となっている。

「一般職業紹介状況」(厚生労働省)によると、本年4月の有効求人

倍率は昨年4月から0.17ポイント上昇して1.34倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.29ポイント上昇して2.06倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 4 生計費関係 参照）

（参考資料 5 労働経済関係 参照）

## （2）行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定については、中央労働委員会に対して調停の申請がなされ、本年4月から基準内賃金を1人当たり0.30%相当額の前資をもって引き上げることを内容とする調停案を労使双方が受諾して決着した。

## （3）有識者の意見

本院は、国家公務員の給与改定を検討するに当たって、例年同様、全国49都市において有識者の参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行った。

この懇話会等において、本院は、給与勧告の仕組みや給与制度の総合的見直し等について説明し、意見交換を行っている。その意見交換において有識者から出された主な意見は、次のとおりである。

国家公務員の給与については、国の業務に見合った給与を支給しなければ優秀な人材は確保できないとの意見、職員の能力や業績を適正に評価し、それを反映した給与を支給すべきとの意見等があった。民間給与との比較方法については、現行の比較方法は妥当との意見が多かったが、



企業規模50人未満の企業の実態を反映してもよいのではないかとの意見、公務組織の規模から考えると大手企業と比較してもよいのではないかとの意見等もあった。

給与制度の総合的見直しについては、同一の職務を行っている職員の給与水準が地域によって大きく異なることがないように配慮すべきとの意見、高齢層職員でも教育費等が必要な場合もあることから一定の給与水準は確保すべきとの意見等もあったが、地域間、世代間等の給与配分の見直しの内容は妥当との意見が多かった。

扶養手当の見直しについては、配偶者に係る手当を削減し、その分を子供に係る手当に再配分するなどの見直しを行うべきとの意見が多かった。また、配偶者に係る手当があることにより女性の活躍に影響が出ているとは思わないとの意見等があった。

## 2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

### (1) 国家公務員給与の状況

本院は、「平成28年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員（140,786人、平均年齢43.6歳）の平均給与月額は410,984円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体（253,624人、同43.3歳）の平均給与月額は417,394円となっている。

（注） 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手

当)、扶養手当、住居手当等(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)の全ての給与の平均月額をいう。

(参考資料 1 国家公務員給与関係 参照)

## (2) 民間給与の状況

### ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国(熊本県を除く。)の民間事業所約53,400(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,700の事業所を対象に、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約44万人及び研究員、医師等54職種の約5万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.7%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

### イ 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

#### (7) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で49.7%（昨年47.8%）、高校卒で27.5%（同26.2%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で31.0%（同29.8%）、高校卒で31.7%（同33.0%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で68.6%（同69.7%）、高校卒で67.9%（同66.4%）となっている。

#### (1) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は26.6%（昨年30.3%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.2%（同0.2%）であり、昨年に比べ、ベースアップを実施した事業所の割合が3.7ポイント減少している。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は84.8%（昨年84.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は24.2%（同27.0%）、減額となっている事業所の割合は7.7%（同5.3%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

### 3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

## (1) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、精密に比較を行ってきた。

本年4月分の給与について、官民較差を算出したところ、別表第3に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均708円(0.17%)下回っていた。

## (2) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきた。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.32月分に相当しており、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.20月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.12月分下回っていた。

## 4 本年の給与の改定

## (1) 改定の基本方針

### ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を708円(0.17%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、本年の民間給与との較差の程度を踏まえ、基本的な給与である俸給を引き上げることとした。その際、給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員については、俸給表の引上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なお較差が残ることから、この較差を解消するため、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、同見直しにおいて平成29年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとした。

### イ 特別給

前記3(2)のとおり、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.12月分下回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.1月分引き上げる必要があると判断した。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推

進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとした。

## (2) 改定すべき事項

### ア 俸給表

#### (行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、平均0.2%引き上げることとする。

具体的には、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、1,500円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行う。その他については、それぞれ400円引き上げること基本とする。再任用職員の俸給月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

#### (行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定を行う。指定職俸給表については、参考としている民間企業の役員報酬を下回っているが、行政職俸給表(一)10級の改定額を勘案し、改定を行わない。

### イ 本府省業務調整手当

本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の4.5%相当額に、係員級は同2.5%相当額に、それぞれ引き上げることとする。

## ウ 初任給調整手当

国の医療施設に勤務する医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

## エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## 第3 給与制度の改正等

### 1 給与制度の総合的見直し

国家公務員の給与における諸課題に対応するため、本院は、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを本格的に実施している。

この給与制度の総合的見直しは、平成26年の給与法の改正により、俸給表水準の引下げに伴う経過措置等を講じつつ、人事院規則の改正により段

階的に実施することとされており、平成30年4月1日に完成することとされている。

給与制度の総合的見直しにおける諸手当の見直しに用いることができる原資の状況等を踏まえ実施時期を決定することとしていた本府省業務調整手当については、前述のとおり、本年4月1日から手当額の改定を行うこととした。さらに、平成29年4月1日から、同手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額 $5.5\%$ 相当額に、係員級は同 $3.5\%$ 相当額に、それぞれ引き上げることとする。

なお、職員の能力・実績を的確に把握し、実情に即した適切な人事評価を行い、その結果を昇給等の給与に反映していくことが重要であることから、本院としては、人事評価の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、各府省における昇給等の運用の実態を把握し、昇給制度等の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

## 2 配偶者に係る扶養手当の見直し

配偶者に係る扶養手当については、昨年の勧告時の報告において、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、引き続き必要な検討を行っていく旨言及した。その後、本院においては、昨年11月から本年3月にかけて、学識経験者による「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催し、意見を聴取することなどを通じ、扶養手当の在り方について検討を進めてきた。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果を見ると、別表第5のとおり、 $76.8\%$ の事業所が家族手当制度を有し、そのうち $87.0\%$ の事業所が配偶者に家族手当を支給している。また、配偶者に家族手当を支給する事業所の



うち、85.4%の事業所では手当の支給要件として配偶者の収入による制限が設けられている。

他方で、配偶者に係る手当をめぐることは、社会全体として、共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、公務においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にある。また、配偶者に係る手当について、見直し予定があるとする事業所が9.1%あるほか、税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向等によっては、見直すことを検討するとする事業所も13.3%ある。

このような配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、公務における配偶者に係る扶養手当について、以下のとおり見直しを行うこととする。

扶養手当については、現在、配偶者に係る手当額を13,000円、子や父母等に係る手当額を6,500円としているが、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることや、近年配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取扱いをしない方式が採られていることを踏まえれば、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額することが適当である。また、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮すれば、子に係る扶養手当を充実させることが適当であり、配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うこととする。具体的には、配偶者及び父母等に係る手当額は6,500円とし、

子に係る手当額は10,000円とする。

さらに、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、本府省課長級の職員として一定以上の給与水準にある行政職俸給表(一)9級及び10級並びにこれらに相当する職務の級の職員に対しては、子に係る扶養手当の引上げの趣旨に照らして子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととする。本府省室長級の職員も含まれる行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の級の職員については、手当額を行政職俸給表(一)7級以下の職務の級の職員に支給される手当額のおおむね半額である3,500円とする。

配偶者に係る手当額の減額については、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、それによって生ずる原資の範囲内で、子に係る手当額の引上げを行うこととする。各年度における具体的な手当額は、別表第6のとおりである。

民間企業における配偶者に係る手当については、厚生労働省において、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図っているところである。また、民間企業においては、多くの場合、配偶者に係る手当の収入制限額の設定に当たり、税制及び社会保障制度における被扶養者の基準が考慮されており、今後、それらの制度の見直し等が行われれば、配偶者に係る手当の見直しの検討が行われていくものと考えられる。本院としては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討していくこととしたい。

### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設

現在、専門スタッフ職俸給表は、3級構成により、各府省の課等に置かれる政策の企画及び立案等を支援する分析官等の職務を行う職員に適用されており、各職務の級の俸給月額の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎としたものとなっている。

社会経済情勢等の急速な変化に対応し、政府の政策対応能力の一層の向上が求められており、特定の行政分野においては、総合的・戦略的な意思決定を幹部職員が迅速かつ適切に行えるよう高度専門人材がスタッフとして支える体制を一層強力に構築していくことが必要となっている。こうした状況を踏まえ、政府においては、高度な専門的知識、経験が求められる特定の行政分野において、部局横断的な重要政策、局内各課にまたがる重要政策等についての企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から、各府省の官房等に設置することが予定されている。また、この職の設置は、複線型人事管理の体制整備に資するものとされている。

この職に期待される役割は、特定の行政分野において蓄積された極めて高度の専門的知識、経験、人脈等を有する者がそれを活用し、高いレベルの関係者と恒常的に接触しながら質の高い情報を把握すること等を通じて、最先端の技術等の動向を踏まえた政策提言や対外的な情報発信を行ったり、長期間国際交渉に携わっている諸外国の高いレベルの専門家等との対等な立場での事前折衝や利害関係者との意見調整を行ったりすること等とされている。

この新たに整備される職は、行政の特定の分野における極めて高度の専門的知識経験に基づく極めて困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、極めて重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職と

いうことができ、専門スタッフ職俸給表の適用対象となるものであると認められる。

また、新たな専門スタッフ職には、当該職に関連する官職に就いた経験を経て審議官級の官職に就いていた者や、専門スタッフ職俸給表3級の官職にある程度長期間在職し、その間に高い実績を挙げるなどにより専門性の向上が認められる者など、特定の行政分野における業務に従事し、極めて高度の専門的な知識経験を有する適任者が、その能力及び実績に基づき、公正に任用される必要がある。

これらを踏まえ、この新たな専門スタッフ職の職責を見ると、本院としては、その専門性、重要度、困難度を踏まえれば、専門スタッフ職俸給表3級の上に新たな級（4級）を設けることが適当であると判断した。その俸給月額については、極めて高度の専門的な知識経験に基づき極めて困難な業務を行う職であることから、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定した。

なお、新たな専門スタッフ職には、極めて高度の専門的な知識経験を有する者が就任し、その知識経験を活用して高い成果を出すことが期待されていることから、昇給は、その者の勤務成績が極めて良好である場合に限り行うこととする。また、勤勉手当は、専門スタッフ職俸給表以外の俸給表と比べ、勤務実績を支給額により反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定する。

## 4 その他

### (1) 再任用職員の給与

「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）において、当面、定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、再任用するものとするとしており、再任用職員は増加する傾向にある。また、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、再任用職員の在職期間は、今後更に長期化していくことが見込まれる状況にある。

このような状況の下、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績区分が適用される者の成績率と「良好（標準）」の成績区分が適用される者の成績率を改めることとした。具体的には、本年の勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるように設定することとした。

本院としては、再任用職員の増加や在職期間の長期化等の状況を注視しつつ、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

## (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

別紙第3の「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告」において、仕事と家庭の両立支援制度の充実を図るため、介護時間の新設等を行うこととした。

介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とするものの、社会全

体として育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要課題となっていることを踏まえ、昇給区分の決定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されないよう、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするとともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しないこととする。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間の取扱いについても、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとする。

### (3) 非常勤職員の給与

非常勤職員の給与について、本院は、平成20年8月に、各府省に対し、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として決定する等とする指針を発出し、非常勤職員の処遇改善を図ってきている。

昨年行った各府省における取組状況についてのフォローアップでは、おおむね指針の内容に沿った運用が確保されていることを確認するとともに、必要な指導を行った。本院としては、今後とも、指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、各府省を指導していくこととする。

## 第4 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、国家公務員は憲法で保障された労働基本権が

制約されているため、代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに必要な給与制度の見直しを行うことにより、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

### 別表第1 民間における給与改定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	26.6	9.0	0.2	64.2
課 長 級	22.2	9.6	0.1	68.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

### 別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	87.0	84.8	24.2	7.7	52.9	2.2	13.0
課 長 級	80.7	78.4	22.0	7.5	48.9	2.3	19.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 別表第3 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較 差 ①－② (円) $\left[ \frac{①-②}{②} \times 100 \right] (\%)$
411,692円	410,984円	708円 (0.17%)

(注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。



別表第4 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )		円 375,809
上半期 (A <sub>2</sub> )			円 377,936	円 280,178
特別給の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )		円 807,638	円 526,693
	上半期 (B <sub>2</sub> )		円 823,065	円 520,984
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$		月分 2.15	月分 1.88
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$		月分 2.18	月分 1.86
年間の平均			4.32月分	

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
 2 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。  
 備考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

別表第5 民間における家族手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
76.8	(87.0)	[85.4]	[14.6]	(13.0)	23.2

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

## 別表第6 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職俸給表(一)7級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職俸給表(一)8級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職俸給表(一)9级以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職俸給表(一)7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職俸給表(一)8級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職俸給表(一)9级以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職俸給表(一)7級」、「行政職俸給表(一)8級」及び「行政職俸給表(一)9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

## 別紙第2

### 職員の給与の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

#### I 平成28年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係法律の改正

##### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

###### (1) 俸給表

現行の俸給表（指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

###### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額を50,600円とすること。

###### イ 勤勉手当について

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあつては、0.425月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 給与制度改正のための一般職の職員の給与に関する法律の改正

1 専門スタッフ職俸給表4級の新設等

(1) Iの1の(1)による改定後の専門スタッフ職俸給表に4級を新設し、その俸給月額を次のようにすること。

職員の区分	号俸	俸給月額
		円

再任用職員以外の職員	1	614,900
	2	651,500
	3	688,100
再任用職員		614,900

- (2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの昇給は、一般職の職員の給与に関する法律第8条第6項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

## 2 扶養手当

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、一般職の職員の給与に関する法律第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととすること。

### Ⅲ 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡについては平成29年4月1日から実施すること。

#### 2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの2の(1)中「6,500円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、Ⅱの2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの2の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円と

する」とし、Ⅱの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの2の(1)中「6,500円（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。



別記第1

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	

再任職員以外の職員	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				

89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200						
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500						
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800						
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000						
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200						
94		294,000	341,800								
95		294,400	342,300								
96		294,800	342,700								
97		295,000	342,800								
98		295,300	343,300								
99		295,700	343,700								
100		296,100	344,000								
101		296,300	344,300								
102		296,600	344,700								
103		297,000	345,100								
104		297,300	345,500								
105		297,500	346,000								
106		297,800	346,400								
107		298,200	346,800								
108		298,500	347,200								
109		298,700	347,700								
110		299,100	348,100								
111		299,500	348,400								
112		299,800	348,700								
113		299,900	349,200								
114		300,200									
115		300,500									
116		300,900									
117		301,100									
118		301,300									
119		301,600									
120		301,900									
121		302,300									
122		302,500									
123		302,800									
124		303,100									
125		303,400									
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600	

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800

	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
	45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
	50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	
	80	214,900	256,400	288,300	314,300	
	81	215,600	256,700	288,700	314,600	
	82	216,100	257,000	289,100	314,900	
	83	216,700	257,300	289,600	315,200	
	84	217,400	257,600	290,100	315,500	
	85	218,000	257,800	290,500	315,700	
	86	218,600	258,000	291,100	316,100	
	87	219,100	258,300	291,700	316,400	
	88	219,800	258,600	292,300	316,600	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	
128		269,100	305,900	
129		269,200	306,100	
130		269,500	306,400	
131		269,800	306,700	
132		270,100	306,900	
133		270,200	307,100	
134		270,500		
135		270,800		
136		271,100		

	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 専 門 行 政 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	231,900	275,500	318,000	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	164,300	233,900	277,900	320,200	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	166,000	235,900	280,500	322,500	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	167,700	237,600	283,100	324,700	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	169,300	239,900	285,500	326,900	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	171,800	242,000	288,000	328,900	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	174,200	243,800	290,500	331,100	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	176,600	245,800	293,200	333,300	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	178,800	247,800	295,500	335,300	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	180,500	249,400	298,000	337,400	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	182,200	251,000	300,300	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	183,900	252,500	302,700	341,500	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	185,600	253,900	305,200	343,600	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	187,400	256,000	307,500	345,600	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	189,200	257,900	309,700	347,700	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	190,900	259,700	311,900	349,700	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	192,800	261,500	313,900	351,600	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	194,600	263,600	316,100	353,500	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	196,400	265,700	318,300	355,400	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	198,200	267,800	320,400	357,400	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	199,800	270,100	322,200	359,200	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	201,600	272,400	324,200	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	203,400	274,400	326,300	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	205,200	276,700	328,300	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	206,900	278,700	330,200	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	208,700	280,900	332,300	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	210,500	283,000	334,300	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	212,300	285,000	336,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	213,700	287,200	338,200	374,700	421,500	458,500	517,900	
	30	215,500	289,100	340,100	376,600	422,800	459,200	518,800	
	31	217,200	291,100	342,000	378,500	424,100	460,000	519,700	
	32	219,000	293,000	343,900	380,200	425,300	460,700	520,600	
	33	220,500	295,000	345,200	381,600	426,500	461,400	521,400	
	34	222,200	296,700	347,100	383,200	427,800	462,200	522,300	
	35	223,800	298,400	349,000	384,700	429,100	462,900	523,000	
	36	225,400	300,000	350,900	386,300	430,300	463,500	523,500	
	37	226,900	301,500	352,700	387,800	431,500	464,000	524,200	
	38	228,500	303,000	354,500	388,700	432,300	464,600	524,800	
	39	230,000	304,500	356,300	389,800	433,100	465,200	525,600	
	40	231,500	306,100	358,100	390,800	433,900	465,800	526,200	



再任 用職 員以 外の 職員	41	232,700	307,700	359,900	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	234,100	309,200	361,300	393,000	435,200	466,800	
	43	235,200	310,700	362,800	394,200	435,900	467,200	
	44	236,700	312,300	364,200	395,300	436,600	467,500	
	45	238,100	313,900	365,200	396,200	437,400	467,800	
	46	239,300	315,500	366,300	396,900	438,200		
	47	240,300	317,000	367,400	397,600	438,600		
	48	241,600	318,500	368,400	398,300	439,300		
	49	243,000	319,700	369,300	398,800	439,800		
	50	244,100	320,900	369,600	399,300	440,200		
	51	245,300	322,100	370,100	399,800	440,600		
	52	246,500	323,300	370,600	400,200	441,000		
	53	247,500	324,300	371,000	400,600	441,400		
	54	248,900	325,300	371,600	400,900	441,800		
	55	250,300	326,200	372,200	401,200	442,200		
	56	251,800	327,200	372,800	401,500	442,500		
	57	253,200	328,100	373,400	401,800	442,800		
	58	254,600	328,800	374,000	402,100	443,200		
	59	256,000	329,600	374,600	402,400	443,500		
	60	257,300	330,400	375,200	402,700	443,800		
	61	258,400	331,000	375,600	403,000	444,100		
	62	259,600	331,500	376,100	403,300			
	63	260,900	332,100	376,700	403,600			
	64	262,100	332,600	377,300	403,900			
	65	263,300	333,100	377,800	404,200			
	66	264,400	333,300	378,400	404,500			
	67	265,600	333,900	378,700	404,800			
	68	266,800	334,500	379,200	405,100			
	69	268,000	334,800	379,800	405,300			
	70	269,100	335,300	380,300	405,600			
	71	270,400	335,700	380,800	405,900			
	72	271,700	336,200	381,300	406,200			
	73	272,800	336,700	381,800	406,400			
	74	273,800	337,200	382,300	406,700			
	75	274,800	337,700	382,800	407,000			
	76	275,900	338,100	383,200	407,200			
	77	277,100	338,300	383,600	407,400			
	78	278,100	338,700	383,900				
	79	278,900	339,200	384,200				
	80	279,900	339,600	384,400				
	81	280,600	339,900	384,600				
	82	281,500		384,900				
	83	282,300		385,200				
	84	283,200		385,400				
	85	284,200		385,600				
	86	285,000		385,900				
	87	285,800		386,200				
	88	286,600		386,400				

	89	287,400		386,600					
	90	287,900							
	91	288,300							
	92	288,800							
	93	289,200							
再任用職員		209,300	240,000	282,500	314,600	356,000	389,100	440,200	520,600

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、183,800円とする。

## 税務職俸給表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,000	220,600	257,800	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
	2	159,500	222,500	259,500	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
	3	161,100	224,400	260,900	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
	4	162,700	226,300	262,600	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
	5	164,400	228,300	264,300	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100
	6	166,200	230,100	266,100	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400
	7	168,000	231,900	267,700	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900
	8	169,900	233,700	269,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300
	9	171,700	235,300	270,600	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700
	10	173,600	237,100	272,000	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500
	11	175,500	238,900	273,400	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300
	12	177,500	240,700	274,800	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200
	13	179,200	242,300	276,100	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900
	14	181,000	243,900	277,600	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300
	15	182,800	245,300	278,800	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600
	16	184,600	246,800	280,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700
	17	186,400	248,300	281,600	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000
	18	190,500	249,800	283,500	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000
	19	194,700	251,100	285,400	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900
	20	198,700	252,400	287,300	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800
	21	202,500	253,900	289,100	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700
	22	204,300	255,300	291,000	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	
	23	206,000	256,700	292,800	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	
	24	207,800	258,000	294,700	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	
	25	209,700	259,200	296,500	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	
	26	211,400	260,300	298,500	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	
	27	213,100	261,200	300,400	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	
	28	214,700	262,200	302,200	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	
	29	216,300	263,100	303,900	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	
	30	217,700	264,000	305,800	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800	
	31	219,100	264,800	307,700	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700	
	32	220,500	265,800	309,400	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600	
	33	221,800	266,800	311,400	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400	
	34	223,000	267,700	313,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300	
	35	224,200	268,700	315,100	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000	
	36	225,400	269,500	317,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	523,500	
	37	226,300	270,300	318,700	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	524,200	
	38	227,500	271,600	320,500	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	524,800	
	39	228,700	272,700	322,200	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	525,600	
	40	229,900	274,000	323,900	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	526,200	

再任 用職 員以 外の 職員	41	230,900	275,300	325,600	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200	526,700
	42	232,100	276,600	327,100	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600	
	43	233,300	277,900	328,400	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000	
	44	234,500	279,100	329,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400	
	45	235,500	280,200	331,000	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700	
	46	236,300	281,300	332,400	383,100	402,900	427,200	449,000		
	47	236,900	282,400	333,700	384,700	404,000	428,000	449,500		
	48	237,700	283,400	335,100	386,400	405,200	428,800	450,000		
	49	238,100	284,300	335,900	387,800	406,500	429,300	450,500		
	50	238,700	285,300	337,100	388,800	407,300	429,700	450,800		
	51	239,300	286,300	338,200	389,800	408,100	430,100	451,100		
	52	240,000	287,300	339,300	390,800	408,800	430,400	451,500		
	53	240,200	287,900	340,400	392,100	409,300	430,700	451,900		
	54	240,600	288,600	341,600	393,200	410,000	431,100	452,100		
	55	240,900	289,500	342,800	394,300	410,700	431,400	452,400		
	56	241,500	290,400	343,900	395,500	411,300	431,700	452,600		
	57	241,700	291,100	345,000	396,800	412,000	432,000	453,000		
	58	242,200	291,900	346,100	397,600	412,400	432,300	453,200		
	59	242,600	292,600	347,200	398,400	413,000	432,600	453,400		
	60	243,100	293,400	348,300	399,100	413,600	432,900	453,600		
	61	243,700	294,200	348,900	399,600	414,000	433,200	454,000		
	62	244,200	294,700	349,700	400,300	414,600	433,500			
	63	244,800	295,200	350,500	401,000	415,100	433,800			
	64	245,400	295,700	351,300	401,700	415,600	434,100			
	65	245,700	296,100	351,800	402,000	416,100	434,400			
	66	246,300		352,400	402,700	416,700	434,700			
	67	246,800		352,900	403,400	417,100	435,000			
	68	247,500		353,500	404,000	417,600	435,300			
	69	248,200		354,000	404,400	418,000	435,500			
	70	248,600		354,700	404,900	418,300	435,800			
	71	249,100		355,400	405,500	418,600	436,100			
	72	249,400		356,100	406,000	418,900	436,400			
	73	249,800		356,600	406,500	419,200	436,600			
	74			357,100	406,900	419,500	436,900			
	75			357,700	407,400	419,800	437,200			
	76			358,300	407,900	420,100	437,500			
	77			358,800	408,400	420,300	437,700			
	78			359,300	408,900	420,600	438,000			
	79			359,600	409,500	420,900	438,300			
	80			360,100	410,000	421,200	438,600			
	81			360,300	410,400	421,400	438,800			
	82			360,800	411,000	421,700	439,100			
	83			361,300	411,500	422,000	439,400			
	84			361,800	411,700	422,200	439,700			
	85			362,000	412,000	422,400	439,900			
	86				412,500	422,700				
	87				412,800	423,000				
	88				413,100	423,200				

	89				413,400	423,400					
	90				413,800	423,700					
	91				414,200	424,000					
	92				414,600	424,200					
	93				414,900	424,400					
再任用職員		204,900	230,900	278,600	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、209,900円とする。

公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800	
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700	
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600	
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400	
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300	
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000	
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	523,500	
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	524,200	
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	524,800	
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	525,600	
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	526,200	

	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200	526,700
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600	
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000	
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400	
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700	
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000		
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500		
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000		
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500		
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800		
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100		
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500		
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900		
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100		
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400		
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600		
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000		
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200		
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400		
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600		
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000		
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500			
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800			
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100			
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400			
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700			
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000			
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300			
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500			
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800			
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100			
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400			
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600			
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900			
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200			
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500			
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700			
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000			
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300			
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600			
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800			
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100			
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400			
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700			
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900			
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700				
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000				
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200				

再任職員以外の職員

89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400		
95	300,900	324,800	351,300	384,000		
96	302,200	326,100	352,800	384,500		
97	303,300	327,300	354,100	384,900		
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		
100	306,900	331,200	357,600	386,400		
101	308,100	332,600	358,700	386,800		
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		
111	315,400	343,300	366,600	391,200		
112	316,000	344,200	367,100	391,700		
113	316,800	345,100	367,500	392,000		
114	317,500	346,000	367,900	392,500		
115	318,200	347,000	368,500	393,000		
116	318,900	348,000	369,000	393,500		
117	319,500	349,000	369,400	393,800		
118	320,300	349,500	369,900	394,300		
119	321,000	350,100	370,500	394,800		
120	321,800	350,700	371,000	395,300		
121	322,400	351,000	371,100	395,700		
122	322,700	351,400	371,700	396,200		
123	323,200	351,900	372,200	396,600		
124	323,700	352,300	372,600	397,100		
125	324,000	352,700	373,100	397,500		
126		353,100	373,600			
127		353,600	374,100			
128		354,000	374,600			
129		354,400	374,900			
130		354,800	375,400			
131		355,200	375,900			
132		355,600	376,400			
133		355,800	376,700			
134		356,300	377,200			
135		356,700	377,600			
136		357,000	378,000			



	137		357,300	378,300								
	138		357,700	378,800								
	139		358,200	379,300								
	140		358,700	379,800								
	141		359,000	380,100								
	142		359,500									
	143		360,000									
	144		360,500									
	145		360,800									
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、209,900円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	158,000	220,600	257,800	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
	2	159,600	222,500	259,500	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
	3	161,300	224,400	260,900	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
	4	163,000	226,300	262,600	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
	5	164,600	228,300	264,300	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100
	6	166,500	230,100	266,100	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400
	7	168,400	231,900	267,700	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900
	8	170,400	233,700	269,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300
	9	172,400	235,300	270,600	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700
	10	174,400	237,100	272,000	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500
	11	176,400	238,900	273,400	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300
	12	178,500	240,700	274,800	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200
	13	180,300	242,300	276,100	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900
	14	182,300	243,900	277,600	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300
	15	184,300	245,300	278,800	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600
	16	186,300	246,800	280,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700
	17	188,200	248,300	281,600	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000
	18	191,900	249,800	283,400	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000
	19	195,500	251,100	285,300	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900
	20	199,000	252,400	287,300	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800
	21	202,500	253,900	289,100	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700
	22	204,300	255,300	291,000	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	
	23	206,000	256,700	292,800	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	
	24	207,800	258,000	294,700	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	
	25	209,700	259,200	296,500	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	
	26	211,400	260,500	298,500	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	
	27	213,100	261,500	300,400	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	
	28	214,700	262,800	302,200	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	
	29	216,300	264,000	303,900	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	
	30	217,700	265,200	305,800	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800	
	31	219,100	266,200	307,700	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700	
	32	220,500	267,300	309,400	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600	
	33	221,800	268,400	311,400	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400	
	34	223,200	269,600	313,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300	
	35	224,600	270,800	315,100	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000	
	36	226,000	271,800	317,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	523,500	
	37	227,300	272,900	318,700	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	524,200	
	38	228,700	274,200	320,500	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	524,800	
	39	230,100	275,400	322,200	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	525,600	
	40	231,500	276,900	323,900	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	526,200	

再任 用職 員以 外の 職員	41	232,700	278,400	325,600	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200	526,700
	42	233,900	279,800	327,200	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600	
	43	235,100	281,200	328,700	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000	
	44	236,300	282,400	330,400	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400	
	45	237,500	283,600	331,900	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700	
	46	238,600	284,900	333,600	383,100	402,900	427,200	449,000		
	47	239,600	286,300	335,200	384,700	404,000	428,000	449,500		
	48	240,700	287,600	336,900	386,400	405,200	428,800	450,000		
	49	241,700	288,800	338,000	387,800	406,500	429,300	450,500		
	50	242,600	290,100	339,500	388,800	407,300	429,700	450,800		
	51	243,400	291,400	341,000	389,800	408,100	430,100	451,100		
	52	244,400	292,700	342,600	390,800	408,800	430,400	451,500		
	53	245,000	293,900	344,000	392,100	409,300	430,700	451,900		
	54	246,000	295,200	345,600	393,200	410,000	431,100	452,100		
	55	246,800	296,600	347,200	394,300	410,700	431,400	452,400		
	56	247,900	298,000	348,700	395,500	411,300	431,700	452,600		
	57	248,500	299,100	350,200	396,800	412,000	432,000	453,000		
	58	249,600	300,200	351,500	397,600	412,400	432,300	453,200		
	59	250,500	301,200	352,800	398,400	413,000	432,600	453,400		
	60	251,500	302,300	354,000	399,100	413,600	432,900	453,600		
	61	252,600	303,400	355,200	399,600	414,000	433,200	454,000		
	62	253,600	304,400	356,200	400,300	414,600	433,500			
	63	254,700	305,500	357,200	401,000	415,100	433,800			
	64	255,800	306,600	358,200	401,700	415,600	434,100			
	65	256,800	307,300	358,700	402,000	416,100	434,400			
	66	257,900	308,300	359,500	402,700	416,700	434,700			
	67	258,800	309,100	360,300	403,400	417,100	435,000			
	68	260,000	310,100	361,200	404,000	417,600	435,300			
	69	261,200	311,200	361,900	404,400	418,000	435,500			
	70	262,300	312,000	362,600	404,900	418,300	435,800			
	71	263,500	312,800	363,300	405,500	418,600	436,100			
	72	264,600	313,500	363,900	406,000	418,900	436,400			
	73	265,600	314,400	364,600	406,500	419,200	436,600			
	74	266,600	314,900	365,200	406,900	419,500	436,900			
	75	267,600	315,400	365,800	407,400	419,800	437,200			
	76	268,500	315,800	366,400	407,900	420,100	437,500			
	77	269,500	316,000	366,900	408,400	420,300	437,700			
	78	270,400	316,300	367,500	408,900	420,600	438,000			
	79	271,300	316,700	368,000	409,500	420,900	438,300			
	80	272,200	317,000	368,600	410,000	421,200	438,600			
	81	272,800	317,100	368,900	410,400	421,400	438,800			
	82	273,600	317,400	369,400	411,000	421,700	439,100			
	83	274,500	317,700	369,900	411,500	422,000	439,400			
	84	275,400	318,000	370,400	411,700	422,200	439,700			
	85	276,400	318,100	370,900	412,000	422,400	439,900			
	86	276,800	318,300	371,300	412,500	422,700				
	87	277,200	318,600	371,800	412,800	423,000				
	88	277,600	319,000	372,200	413,100	423,200				

	89	278,000	319,200	372,400	413,400	423,400					
	90		319,500	372,700	413,800	423,700					
	91		319,800	373,200	414,200	424,000					
	92		320,100	373,500	414,600	424,200					
	93		320,400	373,700	414,900	424,400					
	94		320,600	374,100							
	95		320,900	374,600							
	96		321,200	374,900							
	97		321,500	375,000							
	98		321,700	375,500							
	99		322,000	376,000							
	100		322,300	376,300							
	101		322,600	376,600							
再任用職員		211,900	239,100	281,500	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。

# 海事職俸給表

## イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500	487,700
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000	489,500
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600	491,400
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100	493,300
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500	495,100
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900	496,500
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400	497,900
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800	499,200
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700	500,400
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900	501,700
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200	503,000
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400	504,300
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200	505,600
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400	506,700
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500	507,800
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700	508,800
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900	509,800
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200	510,900
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500	512,100
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700	513,100
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900	514,100
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700	515,000
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400	515,900
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100	516,700
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500	517,400
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800	518,000
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000	518,600
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100	519,200
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200	519,800
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200	
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200	
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400	
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900	
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900	
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400	477,000	
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100	
	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000	
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900	
	39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800	
	40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700	

再任 用職 員以 外の 職員	41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200	482,500
	42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800	483,200
	43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500	483,900
	44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200	484,600
	45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800	485,100
	46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100	485,700
	47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700	486,300
	48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300	486,900
	49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700	487,200
	50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400	487,800
	51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100	488,500
	52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800	489,000
	53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400	489,500
	54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100	490,200
	55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800	490,500
	56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400	491,100
	57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800	491,600
	58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500	
	59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200	
	60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900	
	61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300	
	62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600	
	63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900	
	64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200	
	65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400	
	66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700	
	67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000	
	68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300	
	69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500	
	70			368,600	421,200	448,800	
	71			369,000	421,800	449,100	
	72			369,300	422,400	449,300	
	73			369,800	422,900	449,500	
	74			370,000	423,500		
	75			370,500	424,000		
	76			371,000	424,600		
	77			371,400	425,100		
	78			371,900	425,700		
	79			372,400	426,400		
	80			372,900	427,000		
	81			373,400	427,300		
	82			373,800	427,900		
	83			374,300	428,600		
	84			374,800	429,200		
	85			375,200	429,600		
	86			375,700	430,100		
	87			376,100	430,800		
	88			376,600	431,500		

	89			377,100	431,700			
	90			377,600				
	91			378,100				
	92			378,600				
	93			378,900				
	94			379,300				
	95			379,800				
	96			380,200				
	97			380,700				
	98			381,000				
	99			381,500				
	100			381,900				
	101			382,500				
再任用職員		219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900	462,900

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600	317,000
	2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000	318,900
	3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400	320,400
	4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800	322,100
	5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100	323,900
	6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400	325,400
	7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700	327,100
	8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000	328,600
	9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400	330,300
	10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600	331,900
	11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700	333,500
	12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900	335,000
	13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000	336,600
	14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000	338,200
	15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800	339,800
	16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800	341,200
	17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700	342,700
	18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700	344,300
	19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500	346,000
	20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200	347,600
	21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100	349,200
	22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900	350,800
	23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000	352,400
	24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000	354,000
	25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700	355,200
	26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500	356,800
	27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300	358,400
	28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100	359,900
	29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000	361,400
	30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900	362,700
	31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700	364,200
	32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300	365,700
	33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200	366,800
	34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100	367,800
	35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000	369,000
	36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800	370,100
	37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600	371,200
	38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500	372,400
	39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400	373,400
	40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300	374,500



再任職員以外の職員	41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900	375,400
	42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800	376,400
	43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600	377,300
	44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400	378,300
	45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300	379,300
	46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100	380,100
	47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900	381,100
	48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700	382,000
	49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300	382,800
	50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800	383,800
	51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400	384,600
	52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000	385,300
	53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400	386,300
	54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000	387,100
	55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600	388,000
	56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200	388,700
	57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500	389,600
	58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100	390,400
	59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700	391,200
	60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300	392,000
	61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500	392,500
	62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900	393,200
	63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200	393,800
	64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700	394,500
	65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900	395,100
	66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300	395,600
	67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700	396,000
	68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100	396,500
	69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600	397,200
	70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000	
	71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400	
	72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900	
	73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500	
	74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000	
	75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500	
	76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900	
	77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200	
	78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600	
	79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000	
	80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,400	
	81	249,900	288,600	323,500	332,500	348,800	
	82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,100	
	83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,500	
	84	251,000	290,300	324,500	333,600	349,900	
	85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,300	
	86		291,000	325,000	334,200	350,700	
	87		291,400	325,200	334,600	351,100	
	88		291,800	325,500	335,000	351,500	

89		292,000	325,800	335,200	351,900	
90		292,400	326,100	335,500		
91		292,800	326,300	335,800		
92		293,100	326,600	336,200		
93		293,300	326,800	336,600		
94		293,700	327,000	336,800		
95		294,100	327,400	337,100		
96		294,500	327,800	337,400		
97		294,700	328,000	337,700		
98		294,900	328,300	338,000		
99		295,100	328,700	338,300		
100		295,400	329,100	338,600		
101		295,800	329,200	338,800		
102		296,100	329,400	339,100		
103		296,300	329,600	339,400		
104		296,500	329,900	339,700		
105		296,800	330,200	339,900		
106			330,500	340,300		
107			330,700	340,500		
108			331,000	340,700		
109			331,300	341,000		
110			331,600			
111			331,900			
112			332,200			
113			332,400			
再任用職員	214,300	228,800	230,800	252,900	281,400	311,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表  
イ 教育職俸給表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
	2	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
	3	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
	4	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
	5	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
	6	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
	8	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
	10	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
	11	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
	12	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
	13	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
	15	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
	16	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
	17	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
	18	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
	19	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
	21	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200	
	23	266,200	325,400	378,000	454,600	
	24	269,100	328,200	380,000	456,900	
	25	271,900	330,300	381,700	458,900	
	26	274,500	332,500	383,500	461,100	
	27	277,000	334,700	385,400	463,200	
	28	279,700	337,200	387,300	465,400	
	29	282,600	339,600	389,200	467,500	
	30	285,000	341,800	390,900	469,800	
	31	287,200	343,900	392,600	472,000	
	32	289,600	345,800	394,300	474,100	
	33	292,100	348,000	396,100	476,000	
	34	294,300	350,300	397,900	478,100	
	35	296,800	352,600	399,500	480,400	
	36	299,100	354,800	401,300	482,600	
	37	301,600	356,700	402,500	484,700	
	38	303,300	358,700	404,100	486,700	
	39	305,000	360,800	405,700	488,600	
	40	306,700	362,700	407,200	490,500	

再任 用職 員以 外の 職員	41	308,600	364,600	408,400	492,500
	42	309,400	366,500	410,000	494,400
	43	310,300	368,300	411,500	496,100
	44	311,200	370,100	413,100	498,000
	45	312,100	372,100	414,500	499,900
	46	313,200	373,900	416,100	501,700
	47	314,100	375,500	417,500	503,500
	48	315,200	377,300	419,100	505,400
	49	316,200	379,000	420,500	507,100
	50	317,300	380,600	421,800	508,800
	51	318,200	382,400	423,100	510,600
	52	319,100	384,100	424,400	512,500
	53	320,300	385,300	425,100	514,100
	54	321,300	386,800	426,100	515,700
	55	322,400	388,200	427,000	517,400
	56	323,400	389,800	427,900	519,000
	57	324,400	391,200	428,800	520,600
	58	325,500	392,600	429,700	521,900
	59	326,600	393,900	430,600	523,200
	60	327,600	395,400	431,500	524,400
	61	328,600	396,700	432,400	525,600
	62	329,600	398,100	433,300	526,600
	63	330,700	399,600	434,300	527,600
	64	331,800	401,100	435,400	528,600
	65	332,700	402,100	436,300	529,200
	66	333,800	403,200	437,300	530,100
	67	334,600	404,200	438,300	531,000
	68	335,700	405,300	439,200	531,900
	69	336,500	406,300	440,200	532,800
	70	337,600	407,200	441,200	533,600
	71	338,600	408,000	442,100	534,300
	72	339,700	408,800	443,100	534,800
	73	340,200	409,600	444,100	535,500
	74	341,200	410,500	445,000	536,000
	75	342,200	411,300	445,900	536,800
	76	343,200	412,100	446,900	537,400
	77	344,200	412,800	447,700	537,900
	78	345,200	413,200	448,200	
	79	346,100	413,500	448,900	
	80	347,000	413,800	449,500	
	81	348,000	414,100	450,300	
	82	349,000	414,400	451,000	
	83	350,000	414,600	451,300	
	84	351,000	414,900	451,900	
	85	351,600	415,200	452,300	
	86	352,200	415,500	452,600	
	87	352,800	415,800	452,900	
	88	353,400	416,100	453,200	

89	354,000	416,300	453,500		
90	354,400	416,600			
91	354,800	416,900			
92	355,300	417,200			
93	355,800	417,400			
94	356,200	417,700			
95	356,700	418,000			
96	357,200	418,300			
97	357,800	418,500			
98	358,300	418,800			
99	358,700	419,100			
100	359,200	419,300			
101	359,600	419,500			
102	360,100	419,800			
103	360,400	420,100			
104	360,900	420,300			
105	361,400	420,500			
106	361,800				
107	362,300				
108	362,800				
109	363,200				
110	363,700				
111	364,200				
112	364,600				
113	365,000				
114	365,400				
115	365,900				
116	366,300				
117	366,700				
118	367,100				
119	367,600				
120	368,000				
121	368,300				
122	368,700				
123	369,200				
124	369,500				
125	369,900				
126	370,400				
127	370,900				
128	371,300				
129	371,700				
再任職員	282,000	293,000	314,900	398,900	533,300

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	178,200	213,000	272,600
	2	180,800	215,100	275,600
	3	183,400	217,200	278,400
	4	186,100	219,300	281,200
	5	188,800	221,200	284,100
	6	191,600	223,300	286,700
	7	194,400	225,400	289,000
	8	197,300	227,400	291,400
	9	200,200	229,600	293,900
	10	203,200	232,000	296,500
	11	206,100	234,400	298,900
	12	209,000	236,800	301,500
	13	211,700	239,000	303,800
	14	213,400	241,300	305,800
	15	215,200	243,600	307,900
	16	216,900	245,900	309,800
	17	218,600	248,200	312,200
	18	220,400	251,300	314,800
	19	222,200	254,400	317,200
	20	223,800	257,500	319,600
	21	225,700	260,300	322,100
	22	227,600	263,300	325,000
	23	229,600	266,200	327,700
	24	231,600	269,100	330,800
	25	233,400	271,900	333,600
	26	235,400	274,500	336,400
	27	237,300	277,000	339,100
	28	239,300	279,700	342,000
	29	241,100	282,600	344,800
	30	243,000	284,800	347,300
	31	245,000	286,800	349,900
	32	247,000	289,000	352,300
	33	248,800	291,100	354,800
	34	250,800	293,200	357,000
	35	252,700	295,400	359,300
	36	254,600	297,400	361,400
	37	256,200	299,400	363,700
	38	257,900	301,300	365,800
	39	259,400	303,000	368,100
	40	261,000	304,800	370,300

	41	262,700	306,600	372,500
	42	263,900	308,800	374,500
	43	264,800	310,900	376,600
	44	265,900	313,300	378,700
	45	267,000	315,300	380,400
	46	267,900	317,400	382,400
	47	268,700	319,600	384,300
	48	269,500	322,100	386,300
	49	270,400	324,500	387,500
	50	271,100	326,900	389,300
	51	271,800	329,200	391,000
	52	272,600	331,300	392,800
	53	273,500	333,600	393,900
	54	274,400	335,600	395,500
	55	275,300	337,500	397,000
	56	276,300	339,300	398,700
	57	277,100	341,200	400,100
	58	278,400	343,100	401,800
	59	279,500	345,000	403,400
	60	280,900	347,000	405,000
	61	282,100	348,800	406,300
	62	283,500	350,600	407,900
	63	284,800	352,500	409,400
	64	286,000	354,300	411,000
	65	287,100	356,200	412,400
	66	288,400	358,100	413,400
	67	289,700	359,900	414,400
	68	291,000	361,700	415,300
再任用職員以外の職員	69	292,400	363,300	416,300
	70	293,300	365,000	417,300
	71	294,300	366,800	418,400
	72	295,300	368,500	419,300
	73	296,400	369,900	420,000
	74	297,400	371,500	420,800
	75	298,500	372,900	421,800
	76	299,600	374,500	422,800
	77	300,400	376,200	423,800
	78	301,400	377,900	424,800
	79	302,300	379,400	425,800
	80	303,200	381,100	426,700
	81	304,000	382,600	427,400
	82	304,900	384,000	428,300
	83	305,800	385,600	429,200
	84	306,700	387,200	430,000
	85	307,300	388,200	430,900
	86	308,000	389,500	431,700
	87	308,700	390,900	432,500
	88	309,600	392,300	433,400

89	310,500	393,600	434,100
90	311,300	394,700	434,600
91	312,100	395,800	435,200
92	312,800	397,000	435,600
93	313,500	397,800	436,100
94	314,200	398,900	436,600
95	314,900	400,000	437,000
96	315,600	401,000	437,400
97	316,000	401,900	437,600
98	316,400	402,900	438,000
99	316,800	403,900	438,300
100	317,200	404,800	438,600
101	317,500	405,600	438,900
102	317,900	406,600	
103	318,200	407,600	
104	318,600	408,600	
105	319,000	409,200	
106	319,500	409,900	
107	320,000	410,600	
108	320,500	411,200	
109	320,900	411,700	
110	321,400	412,100	
111	321,800	412,400	
112	322,300	412,700	
113	322,600	412,900	
114	323,100	413,200	
115	323,500	413,500	
116	324,000	413,800	
117	324,300	414,000	
118	324,700	414,300	
119	325,200	414,600	
120	325,700	414,800	
121	325,900	415,000	
122	326,300	415,300	
123	326,800	415,600	
124	327,100	415,800	
125	327,300	416,000	
126	327,600		
127	328,100		
128	328,500		
129	328,700		
130	329,100		
131	329,600		
132	330,000		
133	330,200		
134	330,600		
135	331,100		
136	331,400		



	137	331,700		
	138	332,100		
	139	332,500		
	140	332,900		
	141	333,300		
再任用職員		246,800	292,400	309,900

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 研究職俸給表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700	522,500
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600	525,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300	528,700
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100	531,800
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300	534,900
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000	537,300
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700	539,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400	542,100
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000	544,500
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600	546,200
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300	548,100
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100	550,000
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700	551,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400	553,000
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200	554,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900	555,200
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400	556,300
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000	557,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500	557,600
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100	558,200
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600	558,900
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200	
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800	
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300	
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500	
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800	
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300	
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800	
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300	
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800	
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300	
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800	
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100	
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500	
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900	
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400	
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800	
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300	
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700	
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200	

再任 用職 員以 外の 職員	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		

89	279,300	329,600	396,600			
90	280,500	330,100				
91	281,600	330,600				
92	282,800	331,100				
93	283,800	331,400				
94	284,800	331,800				
95	285,800	332,300				
96	286,800	332,800				
97	287,300	333,300				
98	288,200	333,800				
99	288,900	334,300				
100	289,800	334,800				
101	290,700	335,300				
102	291,400	335,800				
103	292,100	336,300				
104	292,800	336,800				
105	293,500	337,300				
106	294,000	337,700				
107	294,500	338,200				
108	295,000	338,600				
109	295,200	339,100				
110	295,600	339,500				
111	295,900	340,000				
112	296,200	340,400				
113	296,500	340,900				
114	296,800	341,300				
115	297,100	341,800				
116	297,400	342,200				
117	297,700	342,700				
118	298,100	343,100				
119	298,400	343,500				
120	298,800	343,900				
121	299,100	344,300				
再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600	522,300

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	
	37	359,200	427,200	482,000	541,300	
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	

再任 用職 員以 外の 職員	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	

	89		481,600	540,300		
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	



再任職員以外の職員	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			

89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800

	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
再任職員以外の職員	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		

89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			

137	300,100	330,900						
138	300,400	331,300						
139	300,800	331,700						
140	301,100	332,100						
141	301,300	332,400						
142	301,700	332,800						
143	302,100	333,100						
144	302,400	333,500						
145	302,500	333,800						
146	302,800	334,200						
147	303,100	334,600						
148	303,500	335,000						
149	303,700	335,300						
150	303,900	335,700						
151	304,200	336,100						
152	304,500	336,500						
153	304,900	336,800						
154	305,100							
155	305,300							
156	305,600							
157	305,900							
158	306,200							
159	306,500							
160	306,800							
161	307,200							
162	307,500							
163	307,800							
164	308,100							
165	308,500							
166	308,800							
167	309,100							
168	309,400							
169	309,800							
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 福祉職俸給表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300
	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900

	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	441,800
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	442,200
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	442,500
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	442,800
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	443,200
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	443,500
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	443,800
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	444,100
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	
	77	248,600	314,200	340,200	384,700	407,400	
	78	249,600	314,900	340,600	385,200		
	79	250,600	315,600	341,100	385,700		
	80	251,600	316,300	341,500	386,300		
	81	252,500	316,600	341,700	386,800		
	82	253,200	316,900	342,000	387,200		
	83	254,200	317,500	342,500	387,600		
	84	255,200	317,800	342,900	388,000		
	85	256,000	318,200	343,200	388,200		
	86	256,800	318,500	343,500	388,400		
	87	257,600	318,900	344,000	388,700		
	88	258,500	319,200	344,400	389,000		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員



89	259,200	319,700	344,700	389,200
90	260,000	320,100	345,100	389,500
91	260,800	320,400	345,500	389,800
92	261,600	320,700	345,700	390,000
93	262,200	321,200	346,000	390,200
94	262,900	321,600		
95	263,400	321,800		
96	264,100	322,200		
97	264,800	322,600		
98	265,500	323,000		
99	266,200	323,400		
100	266,900	323,800		
101	267,400	324,000		
102	267,900	324,300		
103	268,300	324,600		
104	268,800	324,900		
105	268,900	325,300		
106	269,200	325,500		
107	269,500	325,800		
108	269,800	326,200		
109	270,200	326,600		
110	270,500	326,900		
111	270,900	327,300		
112	271,200	327,600		
113	271,500	327,900		
114	271,800	328,300		
115	272,100	328,600		
116	272,500	328,800		
117	272,800	328,900		
118	273,100	329,300		
119	273,500	329,700		
120	273,900	330,100		
121	274,100	330,300		
122	274,300			
123	274,700			
124	275,000			
125	275,200			
126	275,500			
127	275,900			
128	276,300			
129	276,500			
130	276,900			
131	277,300			
132	277,600			
133	277,800			
134	278,100			
135	278,500			
136	278,800			

	137	279,000					
	138	279,300					
	139	279,600					
	140	279,900					
	141	280,100					
	142	280,300					
	143	280,500					
	144	280,800					
	145	281,200					
	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					
再任用職員		200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 専 門 ス タ ッ フ 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円
	1	327,300	427,800	480,500
	2	329,300	432,200	486,100
	3	331,400	436,200	491,600
	4	333,400	440,300	497,000
	5	335,400	444,100	502,300
	6	337,400	448,000	507,500
	7	339,400	451,300	512,600
	8	341,500	454,800	517,300
	9	343,600	458,300	520,800
	10	345,500	461,600	523,600
	11	347,500	464,500	526,400
	12	349,600	467,200	529,000
	13	351,600	469,600	531,100
	14	353,400	471,900	533,100
	15	355,400	473,800	534,800
	16	357,300	475,500	536,600
	17	359,000	476,800	538,200
	18	360,900	478,100	539,600
	19	362,600	479,000	540,600
	20	364,300	480,000	541,800
	21	366,200	480,800	542,700
	22	368,100	481,600	
	23	369,900	481,800	
	24	371,800		
	25	373,500		
	26	375,200		
	27	377,000		
	28	378,700		
	29	380,100		
	30	381,800		
	31	383,500		
	32	385,000		
	33	386,800		
	34	388,100		
	35	389,500		
	36	391,000		
再任 用職 員以 外の 職員	37	392,300		
	38	393,400		
	39	394,500		
	40	395,500		

	41	396,500		
	42	397,600		
	43	398,600		
	44	399,500		
	45	400,300		
	46	400,700		
	47	401,100		
	48	401,400		
	49	401,700		
	50	402,000		
	51	402,300		
	52	402,600		
	53	402,900		
	54	403,200		
	55	403,500		
	56	403,800		
	57	404,100		
	58	404,400		
	59	404,700		
	60	405,000		
	61	405,200		
	62	405,500		
	63	405,800		
	64	406,100		
	65	406,300		
	66	406,600		
	67	406,900		
	68	407,200		
	69	407,400		
	70	407,700		
	71	408,000		
	72	408,200		
	73	408,400		
	74	408,700		
	75	409,000		
	76	409,200		
	77	409,400		
再任用職員		323,600	424,800	479,600

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別記第 2

### 第 6 条第 1 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

### 第 6 条第 2 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

## 別記第 3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

### 別紙第3

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見 の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の 改正についての勧告

近年、少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われている。公務においても、適切な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めていくことが必要となっている。

本院は、このような社会情勢を踏まえ、以下の改正要綱のとおり、育児休業等に関する制度並びに勤務時間及び休暇に関する制度を改正することが適当と認めるので、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）を改正されるよう意見を申し出るとともに、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正について勧告する。

公務においても今回の民間労働法制の改正に即した措置が確保されることの重要性に鑑み、この意見の申出及び勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のために所要の措置をとられるよう要請する。

なお、改正要綱の各項目の趣旨と、改正に関連して人事院規則等において措置することとしている事項の説明は、別添のとおりである。

## 改正要綱

### 第1 国家公務員の育児休業等に関する法律に関する事項

#### 育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大

- 1 職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの及びその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間（育児休業等）の対象として職員が養育する子に含めること。
- 2 1について、現行の児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものを、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後の児童福祉法の規定（平成29年4月1日施行）により養子縁組里親である職員に委託されている児童に改めること。

### 第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に関する事項

#### 1 フレックスタイム制における子の養育をする職員の範囲の拡大

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（勤務時間法）第6条第4項の規定により週休日を設定、及び勤務時間を割り振ることができる場合の職員の「子の養育」に、国家公務員の育児休業等に関する法律において第1による改正により子に含まれるものとされる者の養育を含めること。

#### 2 介護休暇を請求できる期間の分割

- (1) 介護休暇の期間は、勤務時間法第20条第1項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとの指定期間（各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として指定する期間）内における必要と認められる期間とすること。
- (2) (1)の指定期間は、(1)の一の継続する状態につき3回以下とし、その期間の合計は、6月以下とすること。

### 3 介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）の承認

- (1) 各省各庁の長は、職員が勤務時間法第20条第1項に規定する者の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事院規則の定めるところにより、当該職員が1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）を承認することができるものとする。
- (2) 介護時間の期間は、勤務時間法第20条第1項に規定する者の各々が2の(1)の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とすること。
- (3) 介護時間については、一般職の職員の給与に関する法律第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同法第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

### 4 経過措置

第2の2による改正後の介護休暇の期間は、改正前の勤務時間法第21条



の規定により介護休暇の承認を受けた職員であってこの改正の実施の日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの介護休暇の期間についても適用すること。この場合において、各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、同日から改正の実施の日以後の職員の申出に基づく日までの指定期間を指定するものとする。

### 第3 実施時期等

- 1 この改正は、平成29年1月1日から実施すること。ただし、第1の2については、平成29年4月1日から実施すること。
- 2 この改正に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

(別添)

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申  
出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正につ  
いての勧告の説明

第1 国家公務員の育児休業等に関する法律に関する事項

育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大

育児休業等の対象として職員が養育する子の範囲については、現在、職員と法律上の親子関係がある子に限られているが、職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの（平成29年4月1日以降は、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童）及びその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者といった法律上の親子関係に準ずる関係にある者についても当該子の範囲に含むこととし、職員が育児休業等を行うことができるようにするものである。

第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に関する事項

1 フレックスタイム制における子の養育をする職員の範囲の拡大

勤務時間法第6条第4項では、フレックスタイム制の適用を受ける職員のうち、子の養育又は配偶者等の介護をする職員について、より柔軟な勤務形態を選択できるようにするため、週休日の特例を設けている。

現在、同項の職員が養育する子の範囲は、職員と法律上の親子関係があ

る子に限られているが、改正要綱の第1の国家公務員の育児休業等に関する法律における子の範囲の拡大に合わせ、職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者といった法律上の親子関係に準ずる関係にある者を養育する職員についても、勤務時間法第6条第4項を適用できることとするものである。

## 2 介護休暇を請求できる期間の分割

現在、介護休暇を請求できる期間については、一の要介護状態ごとに、連続する6月の期間内とされているが、これを3回まで分割できるようにするために、介護休暇を請求できる期間を「指定期間」とした上で、介護休暇を一の要介護状態に係る指定期間内における休暇とし、その指定期間については、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で期間を指定することとするものである。

## 3 介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）の承認

(1) 日常的な介護ニーズに対応するため、民間労働法制の所定労働時間の短縮措置に相当するものとして、各省各庁の長が、職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと（介護時間）を承認できるよう措置するものである。

なお、介護時間の承認は、人事院規則の定めるところによるとしているが、当該人事院規則においては、請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については承認しないことができるよう措置を講ずる。

(2) 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とするものの、人事院規則等において、昇給区分の決定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されることがないように、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするとともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しないものとなるよう所要の措置を講ずる。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間の取扱いについても、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとする。

#### 4 経過措置

今般、介護休暇を請求できる期間を分割できるようにするに当たり、改正前の規定により既に介護休暇の承認を受けている職員であっても、当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者であれば、この改正の実施の日後に介護休暇を請求できる期間を分割できるよう措置するものである。

具体的には、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより介護休暇の初日からこの改正の実施の日以後の職員の申出に基づく日までの期間を第1回目の指定期間として指定するものとし、6月から当該期間を除い

た残余の期間については、この改正の実施の日後において分割して取得することも可能とするものである。

### 第3 実施時期等

- 1 改正要綱の第1の1及び第2の改正は、民間労働者についての育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行日とされている平成29年1月1日から実施することとし、また、改正要綱の第1の2の改正は、養子縁組里親の法定化等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行日とされている平成29年4月1日から実施することとするものである。
- 2 改正要綱の第2の改正において、介護時間の承認を受けて勤務しない場合に給与を減額することに伴い、国家公務員災害補償法について所要の改正を行うことその他の所要の規定の整備を行う必要があるとするものである。

### 第4 その他

上記のほか、本院においては、民間労働法制の見直しに合わせ、介護休暇等仕事と介護の両立支援制度の対象となる家族の同居要件の見直し、介護を行う職員の超過勤務の免除について所要の措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児休業・介護休暇等の制度の利用等に関する言動によって、職員の勤務環境が害されることの防止についても体制整備等を講ずる。

また、非常勤職員については、育児休業及び介護休暇を取得できる職員の要件を民間労働法制の見直しに合わせて見直すとともに、上記の措置内容も

踏まえて所要の措置を講ずる。

## 別紙第4

# 公務員人事管理に関する報告

少子高齢化という構造的な問題に直面している我が国においては、活力ある社会を維持・発展させるため、女性や高齢者を含め、誰もがその能力を發揮して活躍できる社会を実現する必要がある、男性中心の労働慣行等の働き方を改革していくことが社会全体として取り組むべき重要な課題となっている。国家公務員の人事管理においても、以下に述べるとおり、年齢別人員構成の偏り等の構造的な問題が生じており、働き方改革をはじめとする総合的な対応が求められている。

国家公務員の人事管理の基本となる職員の在職状況については、本年5月の「平成27年度年次報告書」において詳細に分析したとおり、定員削減が行われ、再就職規制の強化等に伴う在職期間の長期化や近年の採用抑制等の影響により、40歳台と50歳台の職員数が20歳台と30歳台の職員数の約2倍に達する年齢別人員構成の偏りが生じている。このような構造的な問題により、若手・中堅職員の昇進ペースの遅れに伴う組織活力の低下が危惧されるほか、若年層が極端に少ない地方機関を中心に若手・中堅職員の育成等の人事管理上の支障や技能・ノウハウの継承等の業務遂行上の支障が生じてきているところも見られ、適切に新陳代謝を図り、持続可能な組織とすることが重要である。

このような状況の下において、10年後、20年後の公務の在り方を見据えて能率的で活力ある公務組織を維持していくためには様々な人事管理上の課題があるが、その中でも、特に次に挙げるような課題に取り組む必要がある。

ア 今後20年程度の間にわたって多くの職員が定年に達することが見込まれる中で、計画的・安定的に新陳代謝が進むよう、公務の魅力の向上とその発信等を通じて多様な有為の人材を確保するとともに、職務を通じた人材育成（OJT）、研修、公務外の経験等を有効に組み合わせて複雑・高度化する行政課題に対応できる人材を体系的に育成する必要がある。また、増加する60歳を超える職員の能力及び経験をより本格的に活用する観点から、フルタイム中心の勤務を実現していくことも必要である。

イ 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、女性の就業の増加に伴って、従来型の働き方の見直しに向けた機運が広がる中、公務においても、その活力を維持・向上させるためには、公務内の全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍できるよう、働き方改革を進める必要がある。すなわち、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、仕事と家庭の両立支援制度の充実や長時間労働の是正等の働き方改革の取組を進めることが重要であり、これは、公務の魅力向上を通じた有為な人材の確保にも資するものである。なお、このような働き方改革は、これに伴う必要な定員の確保とともに、業務の合理化・効率化、テレワークの推進、行政事務の執行体制の見直し等と一体として進めるべきものである。

これらの人事管理上の課題は、相互に密接に関連するものであるとともに、その多くは社会全体の課題と共通するものであり、各府省や制度官庁等の関係各方面と問題意識を共有しながら取組を進めていくことが重要であるとの認識の下、本院は、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担っている第三者・専門機関の責務として、関係各方面と連携しつつ、中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めてまいりたい。



以下において、これらを踏まえた人事行政上の個別課題についての本院の取組の方向性を報告する。

## 1 人材の確保及び育成

### (1) 多様な有為の人材の確保

若年人口の減少や若者の就業意識の変化、民間企業・地方公共団体等における高い採用意欲等を背景に、国家公務員の人材確保は引き続き厳しい状況にある中、多様な有為の人材の確保が重要な課題である。

人材確保活動を効果的に推進していくためには、各府省において、業務内容やキャリアパス等に関する魅力を改めて検証し、働き方改革を行いながら、中・長期的なビジョンを持ちつつ、求める人材像や国家公務員ならではの魅力を積極的に発信していくことが不可欠である。本院としても、引き続き人材供給構造や学生等の就業意識の変化等を把握しながら、各府省や大学等と連携して、女性、私立大学・地方大学の学生、専門職大学院生、技術系の人材、民間人材等を対象に、それぞれに応じた的確かつ効果的な人材確保策を積極的に展開していく。

特に、男女共同参画社会実現に向けて女性の採用者数を着実に増加させるためには、より多くの有為な女子学生等が国家公務員として働くことに魅力を感じ、実際に受験してもらうことが重要であり、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例等を様々な媒体を活用して発信するなど、効果的できめ細かな募集活動を実施する。また、経験者採用試験は、年齢別人員構成の偏りの是正に資する方策の一つであり、各府省の採用ニーズに応えつつ、高い職務能力等を有する民間人材に公務に関心を持ってもらえるよう、多面的な周知・誘致活動を展開する。

一方、試験制度については、総合職試験における外部英語試験の活用、政治・国際区分の試験科目の見直し等、逐次改善に取り組んでいる。多様な有為の人材の確保のためには、採用試験制度と人材確保活動とが一体として機能することが重要であり、今後とも職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を見極めながら、採用試験の安定性、中立・公正性を確保しつつ、能力実証方法等必要に応じた点検を行っていく。

## (2) 人材育成

ア 行政課題の複雑・多様化、組織・職員構成の変化、職員の抱える事情や就業意識の変化等の公務を取り巻く環境の変化に対応していくためには、各府省において、人事評価を通じて個々の能力・適性を把握しながら、計画的な配置や多様な勤務機会の付与を通じた育成を行うとともに、職員と必要な意思疎通を図り、執務を離れての研修（O f f – J T）の受講機会を適切に付与しつつ、キャリア形成支援や公正な選抜を行っていくことが重要である。また、職員の側においても、自らの能力・資質を振り返りながら、専門能力等の職務能力の向上に主体的に取り組むことも極めて重要になってきている。

こうした状況の下、本院としては、各府省の実情等を的確に把握しながら、本府省の職員や地方機関の職員それぞれに対して、マネジメント能力向上やキャリア形成に資する府省横断的な研修を拡充していく。また、引き続きニーズの高い、女性登用拡大に資する女性職員等向けの研修や民間人材の中途採用者向け研修についても研修内容の充実を一層図っていく。

さらに、行政課題のグローバル化が進展する中、階層別研修である行

政研修において国際化に対応した研修機会を強化するとともに、博士課程を含めた派遣研修のより一層の活用を促進していく。

イ 公務のより一層の活性化を図り、専門性を高めるためには、官民の人材交流を進めることは極めて重要である。

近年、任期付職員の採用や国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく交流採用は、大きく増加しているが、同法に基づく交流派遣は平成24年をピークに減少傾向にある。各府省には、一昨年に交流の対象とされた非営利法人等への派遣も含め、若手・中堅職員の交流派遣について一層の取組の推進が求められるとともに、本院としても公正性・透明性を確保した官民人事交流の推進に向けた環境整備を引き続き行っていく。

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

前述した年齢別人員構成の下で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、採用年次や採用試験の種類等にとらわれず、適正な人事評価を通じて、能力・実績に基づいた人員配置や昇進管理、処遇を公正に行うことが重要である。

特に、幹部要員に係る人事管理に関しては、政策の企画立案等の業務に従事する総合職試験からの採用者がここ2、3年で大きく増加し、昇進に向けた競争的な環境が醸成されつつあり、各府省においては、一般職試験等からの採用者も含め、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じて、管理職への能力・実績に基づく昇進管理を強化することが求められる。

一方、限られた人的資源の下で公務組織全体のパフォーマンスを向上させるためには、例えば、育児や介護、病気等により現に働き方に制約があ

る職員や、これらのために一時的に職務から離れ、ある時期において必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じ、公務員人生を通じて十分に活躍できるよう、一般的なキャリア形成の時期や方法にとらわれず、必要な業務経験を積むためのきめ細かなキャリアパスを設定するなど、これまで以上に柔軟な人事管理も必要である。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

育児や家族の介護が必要な時期にも安心して働き続けることのできる社会の構築は、個々人の希望の実現、労働力の確保・定着、ひいては我が国の社会経済の持続的な発展の上でも、官民共通の重要な課題となっている。とりわけ急速な高齢化が進行する中、介護を要する家族を抱える労働者の数の増大が見込まれ、組織の中核を担う世代の人材が同時に家庭において介護責任をも負う場合が増えることが想定される。さらに、世帯構成の変化等により家族の中で介護の担い手となる者も変化してきていること、介護は長期間にわたって続く可能性があり、見通しが立ちにくい上、その状態も個人の状況によって大きく異なること等に鑑み、仕事と介護の両立のためには、様々な介護の状況に対応できるような柔軟な働き方が必要となっている。また、育児との両立支援についても、法律上の親子関係のある子のみならず、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者等に準ずると言えるような関係にある子を育てるなど多様な家族形態に対応するニーズ等が生じている。

こうした状況の下、民間労働法制においては、育児や介護と仕事の両立

がしやすい就業環境の整備等を行うため、本年3月、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）等を改正する法律が成立し、来年1月から施行されることとなっている。

公務においても、このような社会情勢を踏まえて仕事と家庭の両立支援制度の充実について検討した結果、今般の育児・介護休業法等の改正内容に即した見直しを行うことが適当であると考え、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護のために勤務時間の一部を勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認できるよう措置すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等が必要であるとの結論に至ったので、本日、これらに関して立法措置を行うよう、国会及び内閣に必要な法律の改正に関する意見の申出及び勧告を行うこととした。

このほか、本院としては、育児・介護休業法の改正内容を踏まえ、介護休暇等介護との両立支援制度の対象となる家族の同居要件の見直し及び介護を行う職員の超過勤務の免除等についても所要の措置を講ずることとする。あわせて、介護時間、介護休暇又は育児休業を取得した場合等には直ちに昇給及び勤勉手当で不利にならない取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとする。

こうした両立支援においては、制度の整備のみでなく、職員が必要に応じて円滑に利用できるよう、日頃からの面談等を通じた事情把握や各種支援策の周知等、職場としての支援体制の整備も重要である。育児又は介護の場合にはより柔軟な勤務が可能となるフレックスタイム制が本年4月から実施されるなど、両立支援の選択肢が豊富になっていく中、本院として

も、一人一人の事情に応じて適切な施策が活用されるよう呼びかけていく。

あわせて、両立支援策の充実に向けて、引き続き職員のニーズや民間の動きを把握しながら、職場全体として仕事と育児や介護等との両立を前提とする人事管理や職場体制の在り方についても検討していく。

## (2) 長時間労働の是正

職員の超過勤務の縮減は、従来から公務における重要課題の一つとして政府全体で連携しつつ取り組んできたところであるが、とりわけ近年は仕事と家庭の両立に向けた長時間労働の是正が我が国全体の課題とされており、将来にわたり誰もが活躍できる働きやすい職場づくりを実現していくためにも、公務において、この問題に組織を挙げて取り組む必要がある。

この問題に対しては、長年にわたって各府省で取り組んできているものの、従来からこれが組織運営の問題であるにもかかわらず、業務量や仕事の進め方の見直しについて組織トップが必ずしもリーダーシップを十分に発揮してきたとは言えない。このため、府省のトップが長時間労働の是正に向けた強い取組姿勢を持ち、何が職場での超過勤務の根本原因となっているのかを洗い出し、組織全体として業務量削減・合理化に取り組んだ上で、その削減方向に沿った現場での努力を求めることが重要である。

超過勤務縮減への具体的な取組においては、現場の管理職員の意識改革や業務の進捗管理に果たす積極的な役割が重要であり、管理職員が超過勤務の事由や予定時間の事前確認に取り組んでいる府省において実際に縮減効果が出ていることから、事前に超過勤務として行う業務の内容や予定時間を職員に申告させた上で、必要性や仕事の段取りを精査し、対応方法の具体的指示を行うなどの取組を各部課において徹底することが有効と考え

られる。

また、業務の効率的運営に関しては、国会対応体制の効率化、資料作成の簡素化、複数幹部への同時説明の導入等を既に進めている府省もあり、これらも参考に各府省において積極的に取り組むことが期待される。

さらに、業務合理化に向けて国会関係業務等の行政部内を超えた取組が必要なものについては、引き続き関係各方面の理解と協力を得ながら改善を進めていくことが重要である。

こうした合理化努力を尽くした上でもなお超過勤務が長時間に及ばざるを得ない例も生じ得ると考えられ、特に、超過勤務が月間80時間を超える場合には、そのような業務に従事する職員の健康への配慮は極めて重要であり、人事管理部署と健康管理部署とで超過勤務実態の情報及び配慮の方針を共有するなど連携して対応する、できる限り業務の平準化を図るなどの人事管理上の配慮も行う必要がある。

また、超過勤務の縮減策を講ずるとともに厳正な勤務時間管理等を徹底した上で、各府省において、制度上支給しなければならない超過勤務手当の支給に必要な予算が確保される必要がある。

なお、本年4月から原則として全ての職員を対象に拡充したフレックスタイム制を活用して職員が自らの働き方を見直し、より効率的に勤務することは、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであり、超過勤務縮減の観点からも重要である。

### (3) 心の健康づくりの推進

職員が職務の遂行に当たって最大の能率を発揮するには、心身ともに健康であることが重要であることは言うまでもないが、心の健康の問題によ

り長期病休を取得している者は依然として長期病休者全体の6割を超えている。こうした心の健康の問題については、各府省と連携しながら、早期発見・早期対応及び円滑な職場復帰と再発防止を進めていくとともに、そもそも心の不調者の発生を未然に防ぐことが最も望ましいという観点から、ストレスを自覚する職員への相談室の開設等様々な支援策を講じてきたところである。

今年度からは、職員自身のストレスへの気付きを促すため、公務においてもストレスチェック制度を実施することとしており、各府省及び職員に心の不調の防止が重要という趣旨が行き渡るよう周知を行うとともに、その実施状況を踏まえて、更なる対策を進めていく。また、ストレスチェックの結果を職場ごとに分析することにより、過度のストレスの原因となり得る職場環境の課題を明らかにする効果も期待できると考えられ、本院としても、専門家の支援を得て職場環境改善のための更なる手法についても示し、各府省における取組を促進していく。あわせて、ストレスチェック等の取組によって働きやすい職場づくりを実現するためには、管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持って関わることが不可欠であり、そうした意識改革に向けた支援を行う。

#### (4) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の効率的運営にも支障をもたらすものである。

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）の防止については、セクハラ防止担当者会議による各府省への働きかけや、講演会等の開催等を通じて、職員一人一人の意識啓発を進めるなど、セクハラを防



止するための取組を引き続き実施する。また、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている中で、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクハラに当たり許されないことが関係規程上も明確になるよう措置するとともに、講演会等の機会を活用するなどして公務における周知を図っていく。

いわゆるパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）についても、公務を取り巻く環境が厳しさを増す一方、職員の意識が多様化していく中で、どの職場においても生じ得る問題という意識を持つ必要がある。昨年、「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」を作成・配布することで、予防に向けた意識啓発を図ったところであり、本年度はパワハラ防止に先駆的に取り組んでいる専門家や企業の実務家等によるシンポジウムを開催するなど、公務部内に対する啓発を更に進めていく。

民間においては、来年1月より、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由として、上司・同僚等による不適切な言動等の就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなっている。公務においては、従来より、妊娠中の職員への配慮はもとより、仕事と育児や介護との両立を尊重する職場風土が形成されるよう、本院と各府省が連携して意識啓発に取り組んでいるが、民間における措置内容を踏まえ、同様の防止策が講じられることとなるよう所要の措置を講ずるとともに、改めて各職場における啓発を図っていく。

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員についても、高い意欲を持って勤務することができるよう、適切な勤務環境を整備することが重要である。

非常勤職員の仕事と家庭の両立支援制度について、民間の育児・介護休業法の改正内容を踏まえ、介護休暇の分割取得等や育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、育児休業及び介護休暇を取得できる職員の要件緩和等について所要の措置を講ずることとする。

各府省において、これらの措置を含めた非常勤職員の休暇制度や両立支援制度の周知・利用を一層推進することが必要であり、本院としても、引き続き勤務環境の整備について検討を進める。

非常勤職員の給与については、今後とも、平成20年8月に発出した非常勤職員の給与に関する指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、各府省を指導していく。

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

#### (1) 雇用と年金の接続をめぐる状況

公的年金の支給開始年齢（以下「年金支給開始年齢」という。）の65歳への段階的な引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用するものとされ、また、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、本院が平成23年に行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、段階的な定年引上げも含め、雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行うこととされている。

本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっては、昨年12月の閣議発言において、国家公務員制度担当大臣から、雇用と年金の接

続については、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応することが適当との考えが示されるとともに、今後、再任用職員の増加が見込まれることを踏まえ、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むことが明らかにされたところである。

## (2) 国家公務員の再任用の状況

本年度再任用を予定する者は給与法適用職員全体で約11,300人と昨年度に比べて約17%（一昨年度に比べて約31%）増加している。

一般行政事務に従事する行政職俸給表(一)の再任用職員の勤務形態を見ると、短時間勤務の者が約83%となっている。昨年度に定年退職し本年度新たに再任用される職員については短時間勤務が約68%となっており、そのうち約27%の職員は定員事情等により希望に反して短時間勤務となっている。

行政職俸給表(一)の再任用短時間勤務職員の勤務時間を見ると、フルタイム勤務に近い週4日勤務（週31時間勤務）の者が約64%となっている。本年度新たに再任用される短時間勤務の職員については週4日勤務が約75%となっており、週4日勤務への移行が進んでいる。

行政職俸給表(一)の再任用職員が就いているポスト（職務の級）を見ると、専門官級以上（4級以上）で再任用される者が約25%と増加しているものの、主任級（2級）又は係長級（3級）で再任用される者が約75%を占め、補完的な業務を担当する傾向が続いている。

## (3) 民間企業の継続雇用の状況

平成27年の「高年齢者の雇用状況」（厚生労働省）によると、高年齢者

雇用確保措置を実施済の企業のうち、約18%の企業が定年年齢の廃止又は引上げを行い、約82%の企業が再雇用制度等の継続雇用制度を導入している。

本院が昨年実施した「民間企業の勤務条件制度等調査」によると、公務と同様に60歳定年制をとる民間企業では、平成26年度中に定年退職し再雇用された者の約92%がフルタイム勤務であり、短時間勤務の再雇用者は約8%となっている。

また、再雇用者の配置について見ると、管理職級の定年退職者を同格の管理職級に配置したケースがある企業が約49%、非管理職級の定年退職者を同格の非管理職級に配置したケースがある企業が約55%となっている。

#### (4) 雇用と年金の接続についての基本的な考え方

国家公務員の雇用と年金の接続については、平成23年に本院が行った意見の申出を踏まえ、高齢層職員の能力及び経験の活用の観点から適切な措置が講じられる必要がある。

高齢者の就労促進について、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図るとの方向性が示され、「公務員においても、高齢職員の能力や経験をより一層活用していくことが重要であり、公務の運営状況や民間の状況などを踏まえ、必要な措置を検討する。」こととされている。また、平成26年の「高齢者の日常生活に関する意識調査」（内閣府）によると、60歳以上を対象とした就業に対する意識調査で、収入を伴う就労を希望する高齢者が約72%となっている。

現在、国家公務員の雇用と年金の接続については、(1)で述べたとおり、年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっても、民間企業の状況等を踏まえ、引き続き、再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用することにより対応するとともに、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされている。

平成33年度に定年年齢に達する職員から年金支給開始年齢が65歳になる中で、雇用と年金を適切に接続させるためには、60歳を超える職員が60歳以前と同様の能力を発揮し、意欲を持って勤務できるような人事制度を確立していく必要がある。

本院としては、60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要と考えるが、当面、定員問題等を考慮しつつ、公務においても民間企業と同様にフルタイム中心の勤務を実現することを通じて、各府省において再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるようにすることが必要と考える。

## (5) 現状と推進すべき取組

### ア 現状

一般行政事務に従事する行政職俸給表(一)の再任用職員については、(2)で述べたとおり、短時間勤務が大半となっており、公務におけるフルタイム再任用を原則とするの方針やフルタイム中心の勤務となっている民間企業の状況とは大きく異なっている。加えて、希望に反して短時間勤務となる再任用職員が相当程度存在するほか、就いているポストを見ても引き続き補完的な業務が中心となっている。このような再任用の運用では、今後再任用職員の増加が見込まれる中で公務能率の低下が

危惧されるほか、職員の士気の低下、生活に必要な収入が得られないなどの問題が深刻化するおそれがある。

## イ 推進すべき取組

各府省においては、それぞれの部局の定員事情や人員構成の特性を踏まえた中・長期的な計画を立て、計画的な人事管理を行うことを通じて、フルタイム勤務を希望する職員のフルタイム官職への再任用を進めること等により、フルタイム中心の再任用勤務の実現が求められる。

また、再任用職員の配置に当たっては、再任用希望者一人一人の能力や適性、経験を把握した上で、職員の希望も踏まえつつ、できる限り定年前に培った能力及び経験を活用し得るポストに配置することが適当である。そのため、各機関における業務の特性等に照らし、一般行政事務に従事する再任用職員の職域開拓の取組を進める必要がある。あわせて、定年前から再任用後に従事することが見込まれる業務を念頭に置いて特定分野における専門性を高めるために勤務させるなどの人事配置を行うことも考えられる。

さらに、定年前の比較的早い段階から職員に対して、再任用を含めた自らの定年後の生活設計を考える機会を節目ごとに提供したり、再任用後に期待される役割や心構え等について認識する機会を付与することにより、意識の切替えを促していくなどの取組を推進することも必要である。

本院としては、各府省において新規採用者を一定数確保しながらフルタイム中心の再任用勤務が実現できるよう、定員の調整を行うための経過的な取扱いについて関係機関に働きかけを行うなど引き続き必要な取

組を行うとともに、再任用職員の能力及び経験に基づく適切な配置、定年時点での意識の転換や士気の維持について、関係機関と協力して再任用の運用実態や参考事例の収集・分析、情報提供を行うなどにより、各府省の取組を支援していくこととする。

なお、別紙第1で言及したとおり、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、成績率を改めることとした。